

令和7年度

地域整備方向検討調査

岩木川左岸二期地域高収益作物作付拡大検討業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条

地域整備方向検討調査岩木川左岸二期地域高収益作物作付拡大検討業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条

本業務は、地域整備方向検討調査岩木川左岸二期地域における水田畑利用の高収益作物について、現状を把握・整理し、作付拡大の方策を検討するものである。

(場 所)

第1-3条

本業務において対象とする場所は青森県弘前市、五所川原市、つがる市及び北津軽郡鶴田町で、別紙1「位置図」に示すとおりである。

(業務概要)

第1-4条

本業務の概要は次のとおりである。

- | | |
|-----------------------------|----|
| (1) 準備作業 | 1式 |
| (2) 本地域に適応した高収益作物の作付拡大の方策検討 | 1式 |
| (3) 点検とりまとめ | 1式 |

(土地への立入り等)

第1-5条

作業実施のための土地への立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(一般事項)

第1-6条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。
- (3) 受注者は、常に業務内容を把握し、監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-7条

- (1) 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画

	農業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(担当技術者)

第1-8条

担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-9条

共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険の加入)

第1-10条

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(作業条件)

第2-1条

本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。

(貸与資料等)

第2-2条

貸与資料は、次のとおりである。

貸 与 資 料	数 量
国営岩木川左岸農業水利事業 事業計画書	1部
令和4年度広域農業基盤整備管理調査 岩木川左岸地区事後評価調査業務 報告書	1部

貸 与 資 料	数 量
令和6年度地域整備方向検討調査 岩木川左岸二期地域経済効果算定その他業務 報告書	1部
水田収益力強化ビジョン（関係市町）	1部
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（関係市町）	1部
水田作付実績（関係市町：令和元年度～5年度）	1部
青森県普及指導計画（中南地域県民局、西北地域県民局）	1部

また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。

（貸与資料の取扱い）

第2-3条

第2-2条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- （1）貸与資料の記載事項に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- （2）貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

（作業項目及び数量）

第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は、別紙2「作業項目内訳表」に示すものとする。

- | | |
|----------------------------|----|
| （1）準備作業 | 1式 |
| （2）本地域に適応した高収益作物の作付拡大の方策検討 | 1式 |
| （3）点検とりまとめ | 1式 |

（作業の留意点）

第3-2条

業務の実施に際し、特に留意する点は、次のとおりとする。

- （1）電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- （2）第2-2条及び共通仕様書に示す貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- （3）報告書の取りまとめにあたっては、作業項目毎に作業内容等の要約版を作成するものとする。

第4章 打合せ

（打合せ）

第4-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

中間 高収益作物の作付拡大方策の概定時
最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条

成果物を共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) 正副2部
- (2) 成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

(成果物の提出先)

第5-2条

成果物の提出先は次のとおりとする。

青森県弘前市大字新寺町 149-2
東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (4) 履行期間に変更が生じた場合
- (5) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合
- (6) その他

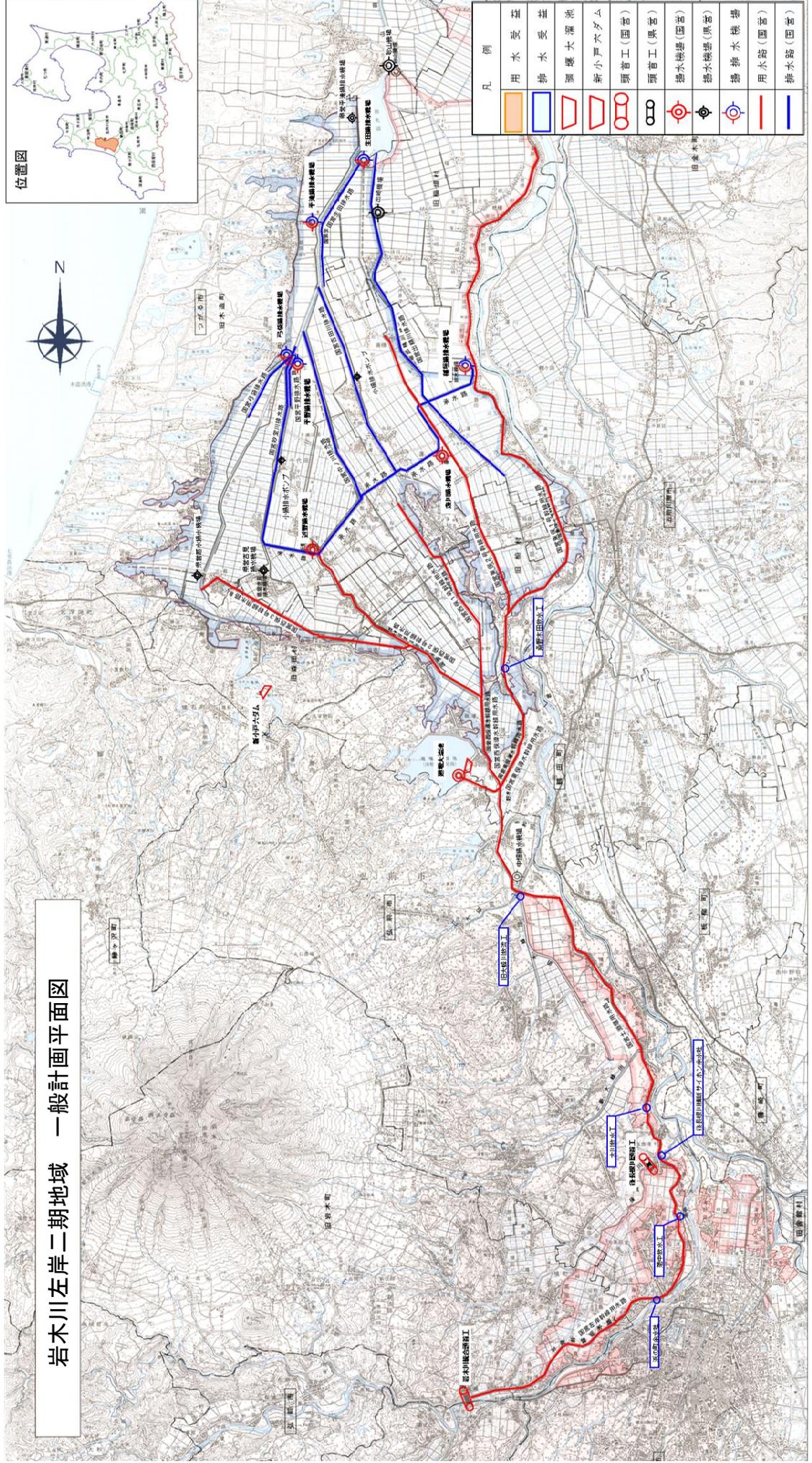
第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7-1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

令和7年度 地域整備方向検討調査
 岩木川左岸二期地域高収益作物付拡大検討業務 位置図



[作業項目内訳表]

作業項目	作業内容	作業 実施欄
1 準備作業	作業のための資料収集及び貸与資料の内容を把握し、作業計画を樹立する。	○
2 本地域に適応した高収益作物の作付拡大の方策検討	貸与資料等から、本地域における水田畑利用の高収益作物の作付状況を整理し、露地栽培で作付拡大が期待できる本地域に適した新たな高収益作物及び既存の露地栽培での高収益作物における作付拡大の方策を検討する。	○
3 点検とりまとめ	各作業項目の成果物の点検とりまとめを行い、報告書を作成する。	○